

高等学校等の生徒が在学中に裁判員等に選ばれた場合の留意事項について

今般、18歳及び19歳の者も裁判員等になることができるものとされることに伴い、生徒が在学中に裁判員等に選ばれた場合の留意事項を示しましたので、関係各位におかれましては、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

3 文科初第 2423 号
令和 4 年 3 月 16 日

各 都 道 府 県 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

御中

文部科学省初等中等教育局長

伯 井 美 徳

文部科学省総合教育政策局長

藤 原 章 夫

高等学校等の生徒が在学中に裁判員等に選ばれた場合の留意事項について

裁判員及び検察審査員（それぞれの補充員を含む。以下「裁判員等」という。）は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から選ぶこととされています。公職選挙法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 43 号）により、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられた際には、当分の間、18 歳及び 19 歳の者は裁判員等の職務に就くことができないこととされていましたが、令和 3 年 5 月 28 日に公布された少年法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 47 号）により、この暫定的措置が廃止され、令和 4 年 4 月 1 日から 18 歳及び 19 歳の者も裁判員等になることができるものとされました（別紙 1 参照。）。

このため、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）や専修学校（以下「高等学校等」という。）の生徒が在学中に裁判員等に選ばれる可能性があります。（例えば、令和 4 年 4 月から 9 月頃までの間に 18 歳に達する生徒は、令和 4 年 11 月頃に翌年の裁判員候補者名簿に記載されたとして通知を受ける可能性があります（検察審査会制度についても同様です。）。名簿に記載された裁判員候補者は、令和 5 年 2 月頃から令和 6 年 2 月

頃までの間に、裁判員選任手続期日や裁判に出頭する可能性があります。令和4年9月頃から令和5年3月までの間に18歳に達する生徒は、令和5年11月頃に裁判員候補者名簿に記載されたとして通知を受ける可能性があります。また、裁判員及び補充裁判員に選ばれる確率は、約1万5200人に1人程度です。検察審査員及び補充員に選ばれる確率は、約1万4000人に1人程度です。）

このことを踏まえ、高等学校等の生徒が在学中に裁判員等に選ばれた場合の留意事項を下記のとおり整理しましたので、各高等学校等において、裁判員等やその候補者として選ばれた生徒から相談等があった場合には、制度の趣旨や下記を踏まえつつ、必要な情報提供や助言を行う等、適切な対応をお願いします。

各都道府県教育長におかれては所管の高等学校等及び高等学校を設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し、各指定都市教育長におかれては所管の高等学校等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては附属の高等学校等に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の高等学校及び学校設置会社に対し、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

記

1. 裁判員制度等に関する指導について

高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）及び高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）の公民科において、裁判員制度を扱う旨が規定されているところです。

今般、18歳及び19歳の者が裁判員等となることができるものとされ、生徒が在学中に、裁判員等に選ばれる可能性があることから、今回の制度改正を踏まえ、各高等学校等においては、学習指導要領等に基づき、裁判員制度等について御指導いただくなど、引き続き、適切に御対応いただきますようお願いいたします。その際、制度に関する理解を深めるため、例えば、必要に応じて、裁判員制度に関するリーフレット（別紙2）や検察審査会に関するリーフレット（別紙3）を授業において取り扱ったり、法曹関係者等の外部人材を活用したりすることも考えられますので、念のため申し添えます。

【参考】法務省ホームページ（法教育出前授業・講師派遣）

<https://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/houkoku02.html>

2. 裁判員・検察審査員の辞退について

裁判員制度については、国民の負担を過重にしないとの観点等から、裁判員候補者になった場合に一定の辞退事由が定められており、これに該当する裁判員候補者は裁判員となることについて辞退の申立てをすることができます。高等学校等の生徒の場合、常時通学を要する課程に在学する者（全日制課程及び定時制課程をいう。以下同じ。）は、そのこと自体を理由として、辞退の申立てをすることができます。（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）第16条第3項）

また、高等学校等の生徒であって常時通学を要する課程に在学する生徒ではない場合（例えば、通信制課程に在学する者。）であっても、授業、試験、学校行事等に参加するなど「社会生活上の重要な用務」がある場合（裁判員法第16条第8号ニ）も辞退の申立てをすることができます。

検察審査会制度については、「学生及び生徒」（常時通学を要する課程に在学する者に限らない。）であることを理由として辞退の申出をすることができます（検察審査会法（昭和23年法律第147号）第8条第4号、第12条の5）。また、選任された場合でも、授業、試験等のやむを得ない事由があることを理由に個々の検察審査会議を欠席することもできます（検察審査会法第24条）。

3. 裁判員・検察審査員に選ばれた場合の指導要録上の取扱い等について

裁判員候補者となった場合には、裁判員選任手続期日に出頭することが義務とされています。また、この選任手続期日で裁判員や補充裁判員に選任された場合には、公判期日等に出頭することも義務とされています。

そのため、裁判員候補者、裁判員又は補充裁判員として生徒が出頭した際の指導要録上の取扱いについて、校長が出席しなくてもよいと認める場合には、「出席停止・忌引等の日数」として記録することが適当であり、「欠席日数」として取り扱うことがないようお願いします。検察審査員又は補充員として検察審査会議に参加する場合も同様です。

なお、裁判員等として生徒が出頭したことに伴い、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要に応じて、補習の実施等の措置を講じていただくようお願いします。

【本件連絡先】

(全体について)

文部科学省初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付企画係

TEL:03-5253-4111（内線 3705）

(裁判員制度等に関する指導について)

文部科学省初等中等教育局

教育課程課企画調査係

TEL:03-5253-4111（内線 2565）

(特別支援学校の高等部について)

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

TEL:03-5253-4111（内線 3193）

(専修学校について)

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校第一係

TEL:03-5253-4111（内線 2939）

裁判員制度・検察審査会制度について

1 裁判員制度について

(1) 裁判員の対象年齢が 18 歳以上になることと裁判所における配慮について

裁判員制度は、国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加する制度で、原則として、6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容に国民の視点、感覚が反映されることになり、その結果、裁判が身近なものになり、司法に対する国民の理解と信頼が深まっていくことが期待されています。

今般、その裁判員の対象年齢が 20 歳以上から 18 歳以上になることとなりますが、より多くの国民の考えや意見を活かした多様な視点が裁判に反映されることが期待されます。

裁判員に選任された場合には、実際の審理に先立ち、裁判手続や裁判員の権限・義務等について裁判官から丁寧な説明があり、審理中にも必要に応じて十分に説明がされるため、法律知識や事前の勉強は必要ないとされています。また、審理において証拠等を確認する機会がありますが、証拠は審理に必要なものに厳選し、さらに、見た者が精神的に打撃を受けてしまうような証拠は必要に応じて白黒写真やイラストにかえるなど、できる限り裁判員の負担が少なくなるよう配慮することに加えて、「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」等の相談体制も整備するなど、裁判員が安心して裁判に参加することができるよう努められています。

(2) 裁判員に選ばれる時期及び期間について

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が作成した衆議院議員の選挙人名簿から無作為にくじで選んで地方裁判所ごとに作成されます。そして、事件ごとに裁判員候補者が裁判員候補者名簿の中からくじにより選ばれ、辞退希望の有無を確認の上、裁判員選任手続期日において、最終的にそれぞれの事件の裁判員が選ばれます。

裁判員候補者名簿は、例年、前年の秋頃に作成され、記載された者には、11月頃、その旨が通知されます。名簿の記載期間は1年間で、その間に裁判員候補者に選ばれた場合に改めて裁判員選任手続期日の通知がありますが、同期日は早くとも翌年2月頃以降の日程となります。裁判員選任手続期日を経て、裁判員に選ばれると、裁判員裁判に参加することになりますが、争点や証拠を絞り込み、審理も集中して行われるため、その多くは5日前後で終わります。

例えば、令和4年4月から9月頃までの間に18歳に達する生徒は、令和4

年 11 月頃に翌年の裁判員候補者名簿に記載されたとして通知を受ける可能性があります。名簿に記載された裁判員候補者は、令和 5 年 2 月頃から令和 6 年 2 月頃までの間に、裁判員選任手続期日や裁判に参加する可能性があります。また、令和 4 年 9 月頃から令和 5 年 3 月までの間に 18 歳に達する生徒は、令和 5 年 11 月頃に裁判員候補者名簿に記載されたとして通知を受ける可能性があります。

なお、令和 2 年に裁判員又は補充裁判員に選ばれた人数を前提とすると、裁判員及び補充裁判員に選ばれる確率は、全国で 1 年あたり、全有権者の約 1 万 5200 人に 1 人程度です。

2 検察審査会制度について

(1) 検察審査員の対象年齢が 18 歳以上になることと検察審査会における配慮について

検察審査会制度は、国民から選ばれる 11 人の検察審査員が、検察官が事件を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）のよしあしを審査する制度です。裁判員制度と同様に、検察審査員の対象年齢も 20 歳以上から 18 歳以上になります。

検察審査会においても、事務局の職員が手続等について丁寧に説明を行うなど、法律知識や事前の勉強がなくても安心して審査に参加できるように配慮されています。

(2) 検察審査員に選ばれる時期及び期間について

検察審査員候補者名簿も、衆議院議員の選挙人名簿からくじで作成されること、候補者に辞退希望の有無等を確認した上、検察審査員が選ばれることは裁判員と同様です。ただし、裁判員とは異なり、検察審査員は、事件ごとではなく任期（6 か月）ごとに選ばれます。また、候補者が出席を求められるような選任手続期日は行われず、辞退希望の有無等は、書面で確認されます。

裁判員と同様に、令和 4 年 9 月頃までの間に 18 歳に達する生徒は、令和 4 年 11 月頃に翌年の検察審査員候補者名簿に記載されたとして通知を受ける可能性があります。検察審査員としての任期は、早いもので令和 5 年 2 月 1 日から 6 か月間です。任期中は、月に 1, 2 回程度開かれる検察審査会議に参加することになります。

なお、検察審査員及び補充員に選ばれる確率は、全国で 1 年あたり、約 1 万 4000 人に 1 人程度です。

【参考】

○裁判員制度について

<https://www.saibanin.courts.go.jp/index.html>

※最高裁判所ホームページ。裁判員制度についてより詳しい情報やQ&Aが掲載されている。

○裁判員制度ナビゲーション（改訂版）（2021年10月発行）について

<https://www.saibanin.courts.go.jp/videopamph/pamph/navi.html>

※裁判員制度のパンフレット。裁判員裁判の実際の運用等について掲載されている。

○「さいニャンとクイズで学ぼう！裁判員制度」（別紙2）

<https://www.saibanin.courts.go.jp/videopamph/pamph/index.html>

※裁判所作成のパンフレット。裁判官等による学校等への出前講義等でも用いられている。

○「宇賀なつみのそこ教えて！～対象年齢が広がります！裁判員裁判」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg23753.html>

※政府広報番組。高校に出向いた現役の裁判官とともに高校生が模擬裁判を行う場面もある。

○検察審査会制度について

<https://www.courts.go.jp/links/kenshin/index.html>

※最高裁判所ホームページ。検察審査会制度についてより詳しい情報やQ&Aが掲載されている。

○「検察審査会Q&A」（別紙3）

<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2020/r2kenshinQA.pdf>

※検察審査会リーフレット。検察審査会制度について制度の概要がまとめられている。

○公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（抄）

附 則

（検察審査会法の適用の特例）

第七条 年齢満十八年以上満二十年未満の者については、当分の間、検察審査会法（昭和三十二年法律第百四十七号）第六条各号に掲げる者とみなして、

同法の規定を適用する。

- 2 検察審査会事務局長は、当分の間、検察審査会法第十二条の二第一項の規定により検察審査員候補者名簿を調製したときは、直ちに、同法第九条第一項の通知をした年の次年の一月一日の時点における年齢満二十年未満の者を、検察審査員候補者名簿から削除しなければならない。

(略)

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の適用の特例)

第十条 年齢満十八年以上満二十年未満の者については、当分の間、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第十五条第一項各号に掲げる者とみなして、同法の規定を適用する。

- 2 地方裁判所は、当分の間、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二十三条第一項（同法第二十四条第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判員候補者名簿を調製したときは、直ちに、同法第二十条第一項の通知をした年の次年の一月一日の時点における年齢満二十年未満の者を、裁判員候補者名簿から削除しなければならない。

○少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）（抄）

附 則

(公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条から第十条までを削る。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）（抄）

(裁判員の選任資格)

第十三条 裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、この節の定めるところにより、選任するものとする。

(就職禁止事由)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。

一～十八 (略)

- 2 (略)

(辞退事由)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一～二 (略)

三 学校教育法第一条、第二百二十四条又は第三百二十四条の学校の学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学する者に限る。）

四～七 （略）

八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

イ～ハ （略）

二 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であつて他の期日に行うことができないものがあること。

ホ （略）

（不利益取扱いの禁止）

第百条 労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であつたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

○検察審査会法（昭和 23 年法律第 147 号）（抄）

第四条 検察審査会は、当該検察審査会の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定した十一人の検察審査員を以てこれを組織する。

第六条 次に掲げる者は、検察審査員の職務に就くことができない。

一～十三 （略）

第八条 次に掲げる者は、検察審査員の職務を辞することができる。

一～三 （略）

四 学生及び生徒

五～九 （略）

第十二条の五 第十二条の二第三項の規定による通知を受けた検察審査員候補者のうち、第八条第一号から第八号までに掲げる者又は同条第九号に規定する事由に該当する者は、検察審査会に対し、検察審査員又は補充員となることについて辞退の申出をすることができる。

第二十四条 検察審査員及び補充員は、疾病その他やむを得ない事由に因り召集に応ずることができない場合においては、当該会議期日における職務を辞することができる。 この場合においては、書面でその事由を疎明しなければならない。



裁判員制度

さいニャンとクイズで学ぼう!

裁判員制度

活かせる! あなたの考え, みんなの意見

僕と一緒に学ぼうニャ!

皆さんは, 平成21年5月に始まった裁判員制度について, どのくらい知っていますか。さいニャンと一緒に学んでみましょう!



さいニャン



〇×クイズ! 裁判員制度

Q1 学生や法律に詳しくない人でも, 裁判員になることができる。

どっちだろう...

Q2 裁判員が参加する裁判は, 重大な刑事事件の裁判である。



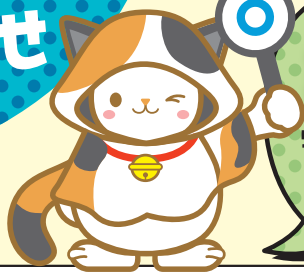
〇かな?
それとも×かな?

Q3 判決を決めるための議論では, 裁判員の意見を参考にして, 裁判官が結論を決める。



答えは
ウラ面へ
GOニャ!

さいニャンが解説! 答え合わせ



A1

正解は○!

学生や法律に詳しくない人でも裁判員になれるよ

裁判員に選ばれるまでの流れ

毎年11月ころ

くじで裁判員候補者になられた方に、その旨をお知らせします。

翌年の1月以降

裁判の6～8週間前までに、選任手続期日をお知らせします。

選任期日当日

ご出席いただいた方の中から、くじで裁判員6名を選任します。

Check!

辞退できる場合もあります!

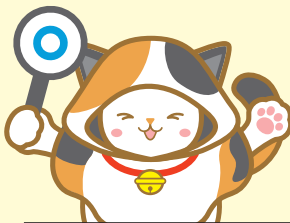
例えば、

- ✓ 70歳以上
- ✓ 学生
- ✓ 重い病気やケガ
- ✓ 親族等の養育・介護, など

僕も将来
裁判員になるかもしれないんだね!



A2
正解は○!



裁判員制度の対象となる事件は、地方裁判所の行う、殺人や放火などの重い犯罪の刑事裁判だよ。

裁判員の役割

審理

裁判に立ち会って、検察官、弁護人、被告人、証人の話を聞いたり、証拠を見たりします。

評議

法廷で見聞きしたことをもとに、裁判官と一緒に、被告人が有罪かどうか、有罪であればどのような刑にしようかを議論して決めます。

判決

判決宣告に立ち会います。

Check!

【令和2年度アンケート結果】



たくさんいるニャ!

裁判員として裁判に参加した方の感想を伺うと、97%の人が「(非常に)よい経験と感じた」と回答されています。

A3
正解は×!

結論は全員で話し合っ
て決めるよ

裁判員に選ばれた人は、裁判官と対等の立場で、みんなで一つのチームとして参加するんだよ。ひとりひとりの考えや意見を活かした多様な視点が裁判に反映されることを目的としているよ。

さいニャンが教えてくれてよく分かったよ!



分かりやすく教えてくれてどうもありがとう!

＼ どうして制度ができたのかな? / \ 私も選ばれるかもしれないの? /

もっと詳しく調べてみよう!

<https://www.saibanin.courts.go.jp>

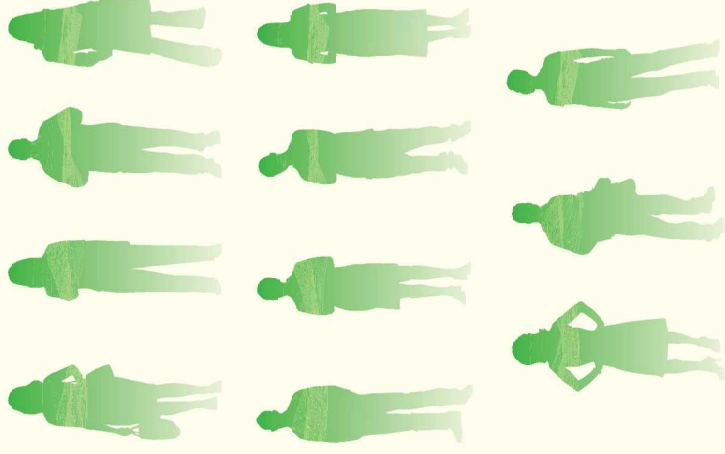
裁判員制度

検索



検察審査会 Q&A

～不起訴には11人の審査の目～



裁判員制度とはどこが違うの？

検察審査会制度と裁判員制度の主な違いは、次の表のとおりです。

	検察審査会制度	裁判員制度
職務	主に検察官の不起訴処分の当否について審査する。	一定の重大な犯罪について刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める。
人数	一番審査につき、11人(その他同数の補充員もいる)。	一事件につき、原則6人(その他補充裁判員もいる)。
任期	6か月。ただし、審査会議は月に1～2回(全国平均)。	参加する初発事件の公開開始から5日まで、多くの場合3日から5日。
公開・非公開	会議はすべて非公開。	裁判は公開、評議は非公開。

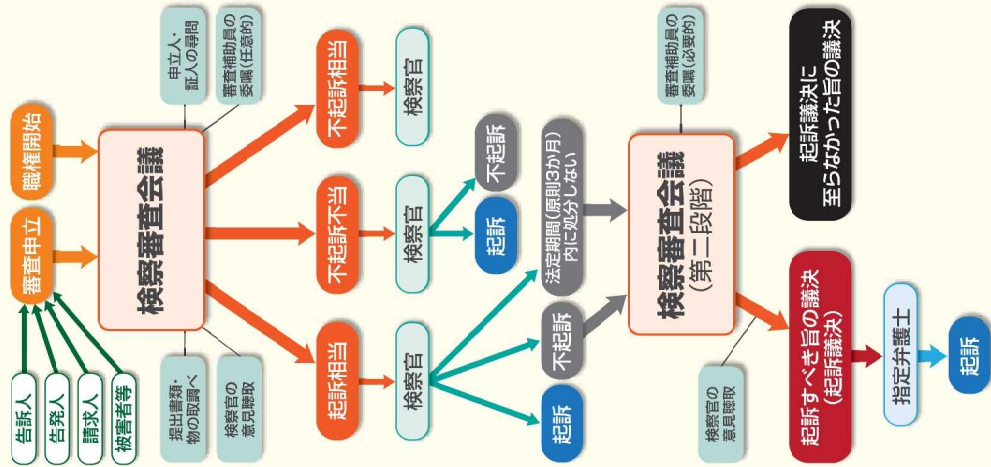
検察審査会はどこにあるの？

検察審査会は、全国に165か所設置されており、全国の地方裁判所と主な地方裁判所支部の中にあります。

詳しい情報をお知りになりたい方は、検察審査会のホームページ(<https://www.courts.go.jp/kensin/>)をご覧ください。視覚、聴覚、言語などに障がいのある方や介護が必要な方が検察審査員・補充員に選ばれた場合、検察審査会に参加しやすいよう準備をしますので、検察審査会事務局までお問い合わせください。

リサイクル推進 ①の印刷紙は、再生紙の印刷、リサイクルが出来ます。

検察審査会の流れ

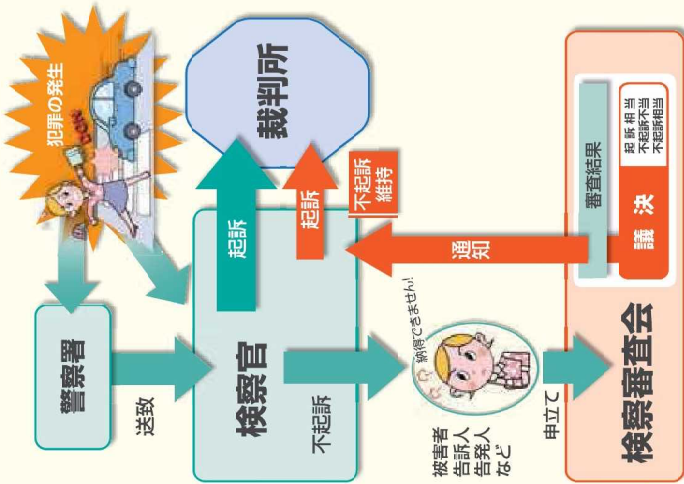


事件審査の手順は？

- 1 審査の開始**
被害者などからの申立てによる場合と、検察審査会が自ら知り得た資料(たとえば新聞記事など)をきっかけに職権で事件を開始する場合の二つがあります。
- 2 審査会議**
審査は、通常、検察庁から取り寄せた事件の投書記録などの書面を調べるにより行いますが、検察審査会が必要と認められる場合は、検察官の意見聴取、申立人や証人の尋問、実地見分、公務所などへの照会、審査補助員(弁護士)の委嘱などを行うこともできます。
- 3 議決の種類**
審査を終えると、通常、次の三つのうち、いずれかの議決をします。①については8人以上、②及び③については6人以上の多数が必要です。
① 起訴相当の議決
「検察官の不起訴処分は間違っている。起訴して裁判にかけらべきだ。」という判断をした場合の議決です。
② 不起訴不当の議決
「検察官の不起訴処分は納得できない。もっと詳しく捜査した上で起訴・不起訴の処分をすべきだ。」という判断をした場合の議決です。
③ 不起訴相当の議決
「検察官の不起訴処分は相当である。」という判断をした場合の議決です。
- 4 結果の通知等**
議決をしたときは、その結果を不起訴処分をした検察官が所属する地方検察庁の検事正や申立人などに通知します。また、検察審査会の掲示場にもその要旨を7日間掲示します。
- 5 第二段階の審査**
起訴相当の議決に対し、検察官が改めて不起訴処分をした場合や定められた期間内に処分をしない場合、検察審査会は再度の審査(第二段階の審査)をします。
その結果、起訴すべきであるとの議決(起訴議決)をすると、その議決は強制力を持ち、裁判所が指定した弁護士が検察官に代わって公訴を提起(起訴)することになります。
このように、起訴議決には法的拘束力がありますので、第二段階の審査を行う場合には、より慎重かつ適正な判断がなされるよう、必ず審査補助員を委嘱することとされています。また、起訴議決の前には、検察官に意見を述べられる機会を与えなければなりません。

検察審査会制度とは？

検察審査会制度は、検察官が事件を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）のよしあしを、20歳以上で選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が審査する制度です。昭和23年に制度が始まってから、これまでに60万人以上の方が検察審査員・補充員に選ばれています。



申立ては誰でもできるの？

審査の申立ては誰でもできるわけではなく、その犯罪の被害者や告訴・告発をした人などに限られています。なお、申立てや手続案内には、費用はかかりません。

検察審査員・補充員は どのようにして選ばれるの？

- 1 次の手順によって選ばれます。
各市町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿に登載された一方の中から年1回割り当てられた人数について、検察審査員候補者となる方々を「くじ」で選びます。
- 2 1で選ばれた方々の名簿から、各検察審査会事務局において任期(群)ごとの検察審査員候補者名簿を作成し、名簿に記載された方々にその旨の通知をします。(ただし、翌年1月1日時点で20歳未満の方は、名簿の記載から除かれます。)
- 3 名簿に記載された方には、任期開始の約1か月前までに質問票を送付し、その回答などに基づいて資格審査を行い、一定の職業(司法関係者、法律の専門家等)に就いている人などを候補者から除いた上で、「くじ」で検察審査員・補充員を選びます。検察審査員・補充員に選ばれた方には、検察審査会事務局からその旨お知らせいたします。

検察審査員・補充員の選定



検察審査員・補充員の任期は？

検察審査員・補充員の任期は、次の図のとおりです。任期は6か月で、3か月ごとに半数が入れ替わります。審査の経験を積んだ検察審査員等の約半数の人が残ることにより、円滑に審査を進められるようになっています。

群	(任期は6か月)											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
第1群 [12月選定] (各5人)												
第2群 [3月選定] (各6人)						2/1						
第3群 [9月選定] (各5人)												
第4群 [9月選定] (各6人)												
第1群 [12月選定] (各5人)												
第2群 [3月選定] (各6人)												
第3群 [9月選定] (各5人)												
第4群 [9月選定] (各6人)												

検察審査員・補充員を辞退できる？

広く国民の皆さんに参加していただく制度ですので、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は申出をして、その事情が認められれば辞退することができます。仕事が忙しい等の理由だけでは辞退は認められません。

- ① 年齢が70歳以上の人
- ② 公営又は地方公共団体の議会の議員(会期中に限る。)
- ③ 公務員や教員
- ④ 学生や生徒
- ⑤ 一定期間内に検察審査員・補充員、裁判員、補充裁判員を務めたり、裁判員候補者として裁判所に行ったことがある人(ただし、辞退が認められた人は除く)
- ⑥ 重い病気、海外旅行、その他やむを得ない事由があって、検察審査会から辞退の承認を受けた人

旅費・日当の支給は？

検察審査員・補充員が検察審査会議に出席した場合には、政令に基づき、旅費、日当等が支払われます(口頭係込)。

守秘義務って何？

検察審査員・補充員には、守秘義務(秘密を守る義務)があります。検察審査会議は非公開で行われ、検察審査員・補充員が会議において検察審査員が行う評議の経過などを外部に漏らすと法律により処罰される可能性があります。

守秘義務は、会議で検察審査員が自由に発言できるように、また、捜査の秘密や関係者のプライバシーを守るために必要とされています。

検察審査員・補充員を接触した感想などを話すことは差し支えありません。

補充員の役割は？

検察審査会は、11人の検察審査員によって構成されますが、1人でも検察審査員が欠けると、会議を開き議決することができないことになっています。そこで、検察審査員が病気等で会議に出席できなくなったり、やむを得ず辞任した場合などに、その人に代わって検察審査員の仕事をさせていただきます。



法律知識がなくても 検察審査員の仕事はできる？

検察審査員の仕事は、検察官のした不起訴処分が国民の常識に合致しているか否かを判断することです。法律知識がなくても、法律的な専門知識は不要です。

審査に必要な場合には、法律上の問題点などについて弁護士(審査補助員)の助言を求めることができます。